



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 65/2016年3月号

発行日：2016年3月24日

アベノミクスは、失敗か？ という議論がマスメディアで興っています。日銀のマイナス金利政策に即効性がないため、このようなことを言い出す人もいるのでしょうか。アベノミクスの評価が、成功または失敗のいずれでも、前政権時代より、日経平均株価は高くなり、過度な円高は是正され、税収は上がり、パート・アルバイト等の短期雇用者の時給は高くなっています。これらの事実認識だけで十分ではないでしょうか。

I. 最新情報（2016年2月1日～2016年2月29日）

1. 一般会計（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	摘要時期
2016年02 月10日	意見	企業会計基準適用 指針公開草案第5 号「税効果会計に 適用する税率に関 する適用指針 (案)」に対する意 見について	平成27年12月10日に企業会計基準委員会から企業会計基準適用指針公開草案第55号「税効果会計に適用する税率に関する適用指針(案)」が公表され、広く意見が求められました。日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、この公開草案に対する意見を取りまとめ、平成28年2月10日付けで企業会計基準委員会に提出いたしましたのでお知らせします。	—

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	摘要時期
2016年02 月23日	意見	「IFRSタクソノ ミ デュー・プロ	平成27年11月4日にIFRS財団から、意見募集「IFRSタクソノミ デュー・プロセス」が公表され、意見が求められました。日	—

		セス」に対する意見について	本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、平成 28 年 2 月 3 日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。	
2016 年 02 月 23 日	意見	IASB 公開草案「IFRS の年次改善 2014-2016 年サイクル」に対する意見について	平成 27 年 11 月 19 日に国際会計基準審議会 (IASB) から、IASB 公開草案「IFRS の年次改善 2014-2016 年サイクル」が公表され、意見が求められました。日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、平成 28 年 2 月 17 日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。	—
2016 年 02 月 26 日	意見	IASB 公開草案「IFRS 実務記述書：財務諸表への重要性の適用」に対する意見について	平成 27 年 10 月 28 日に国際会計基準審議会 (IASB) から、公開草案「IFRS 実務記述書：財務諸表への重要性の適用」が公表され、意見が求められました。日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、平成 28 年 2 月 26 日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。	—

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2016 年 02 月 24 日	公開草案	非営利法人委員会実務指針「公益法人会計基準に関する実務指針」（公開草案）の公表について	日本公認会計士協会（非営利法人委員会）では、「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」（平成 27 年 3 月 26 日公益認定等委員会公益法人の会計に関する研究会）に基づき、平成 27 年 4 月 24 日に内閣府公益認定等委員会委員長から当協会会長あてに「公益法人の会計に関する諸課題の更なる検討について（協力依頼）」が発出されたことを受け、協力依頼があった事項について、非営利法人委員会における検討を行ってまいりました。 あわせて、本実務指針では、「公益法人会計基準について」（平成 20 年 4 月 11 日 内閣府公益認定等委員会、平成 21 年 10 月 16 日改正）が設定されたことに伴い、「公益法人会計基準等の改正について」（平成 16 年 10 月 14 日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）に基づいて公表された非営利法人	意見募集は、2016 年 03 月 08 日まで

			<p>委員会報告第 28 号、第 29 号、第 31 号及び第 32 号に必要な改訂を行った上で、各委員会報告を統合いたしました。</p> <p>この度、一応の検討を終え、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。</p>	
2016 年 02 月 10 日	意見	国際公会計基準審議会（IPSASB）コンサルテーション・ペーパー「社会給付の認識及び測定」に対するコメントの提出について	<p>国際会計士連盟（IFAC）の国際公会計基準審議会（IPSASB）は、2015 年 7 月に、コンサルテーション・ペーパー「社会給付の認識及び測定」（Consultation Paper, Recognition and Measurement of Social Benefits）を公表し、広く意見を求めておりました。</p> <p>日本公認会計士協会では、本コンサルテーション・ペーパーについてのコメントを取りまとめ、2016 年 1 月 29 日付で IPSASB に対し提出いたしましたので、お知らせします。</p>	—
2016 年 02 月 29 日	実務指針	「公会計委員会実務指針第 5 号「独立行政法人監査における会計監査人の独立性の保持の取扱い」の改正について」の公表について	<p>日本公認会計士協会（公会計委員会）は、平成 28 年 2 月 23 日に開催された常務理事会において「公会計委員会実務指針第 5 号「独立行政法人監査における会計監査人の独立性の保持の取扱い」の改正について」の承認を受けましたので、公表いたします。</p>	平成 27 年 4 月 1 日から
2016 年 02 月 29 日	その他	「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関する Q & A」の一部改訂について	<p>日本公認会計士協会（公会計委員会）は、平成 28 年 2 月 23 日に開催された常務理事会において「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関する Q & A」の一部改訂について承認を受けましたので、公表いたします。</p>	平成 28 事業年度から

5. IT 関係（IT 委員会）

特になし

6. その他

CPA協会	種類	タイトル	内 容	適用時期
-------	----	------	-----	------

HP掲載日				
2016年02月29日	その他	「会計参与の行動指針」の改正について	<p>日本税理士会連合会</p> <p>日本公認会計士協会、日本税理士会連合会は、平成28年2月29日付けで「会計参与の行動指針」の改正を行いましたのでお知らせいたします。</p> <p>今般の改正では、「中小企業の会計に関する指針」、「会社法」の改正に対応した見直し等を行っております。</p>	2016年2月29日より
2016年02月29日	研究報告	「「会計参与の行動指針」に関するQ&A」の改正について	<p>日本公認会計士協会（中小事務所等施策調査会）は、平成28年2月23日に開催されました常務理事会の承認を受けて、平成28年2月29日付けで『中小事務所等施策調査会研究報告第1号「会計参与の行動指針」に関するQ&A」の改正について』を公表いたしましたのでお知らせいたします。</p>	2016年2月29日より

Ⅱ. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

平成27年12月28日に企業会計基準委員会（ASBJ）は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」を公表しました。これにより、税効果会計の適用実務において影響があると思われるので、改正のポイントだけ簡単に紹介いたします。

但し、意見に関する部分は筆者の私見に基づくもので、監査法人としての統一見解ではございませんので、ご了承ください。

1 枠組み

- ① 従来の基準では、企業を5分類した上で、それぞれの分類に応じた回収可能額の見積りを行っておりました。
- ② 改正基準でも、この枠組みを基本的には踏襲しています

2 主な改定内容

①（分類2）に係る要件

「連続してある程度の経常利益を計上しているような会社等」
⇒「臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が、・・・・・安定的に生じている」と会計上の利益要件を課税所得要件に変更しています。

② スケジュールリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い

一律に繰延税金資産を計上することができない。
⇒将来の一時点で回収できることを企業が合理的根拠をもって説明する場合、回収可能性のあるものとする。
企業の実態をより適切に反映したものになると意図されました。

③（分類3）に係る要件

（分類2）と同様、会計上の利益から課税所得に変更になりました。

④（分類3）における回収可能性に関する取扱い

概ね5年内の課税所得の見積額を限度とする
⇒5年を超える見積り期間であっても企業が合理的根拠を持って説明する場合、回収可能性のあるものとする。

⑤（分類4）に係る要件を満たす企業における取扱い

重要な税務上の欠損金が生じた原因、中長期計画、過去における中長期計画達成の状況、過去（3年）及び当期の課税所得または税務上の欠損金の推移等を勘案して（分類2）または

(分類3) と取り扱うことがある。

3. 適用時期

①原則適用

平成28年4月1日以降開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。

②早期適用

平成28年3月31日以降終了する連結会計年度及び事業年度の年度末から適用できる。

③ 遡及適用

過去の連結財務諸表及び個別財務諸表に遡及適用は認めない。

4. まとめ

今回の改正は、繰延税金資産の回収可能性の判断が「緩くなった」と評す人もいます。新基準によって繰延税金資産の計上が可能となる場合は、あくまでも、企業が合理的な根拠をもって説明できる場合に限るので、それほど多くのケースが該当する訳ではないと思います。より企業の実態を表すために行われた改正であるので、新たな会計不祥事の火種にならないことを祈ります。

以 上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703